

岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセスの共同負担意思確認・提出先について

1 共同負担意思の確認

(1) 共同負担意思の表明

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、中部電力に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）^(注)を提出することをもってご回答ください。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の負担意思が無く、連系等することを希望しない場合には、本プロセスを辞退したものと取り扱います。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出いただけない場合は、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。
- ・優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものと取り扱われる場合には、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討結果を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することをもってご回答ください。

(注) 他の優先系統連系希望者と共有する設備がない優先系統連系希望者については、共同負担意思確認書の代替として工事費負担意思確認書を提出していただきます。この場合は、後記(2)は不要となります。

(2) 負担可能上限額の申告

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する優先系統連系希望者には、他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金^{※1}の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金^{※2}の上限額（負担可能上限額）を、共同負担意思確認書（様式3-1）において予め申告いただき、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則として「辞退」と取り扱うことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。

※1 入札額を除いた額になります。

※2 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過 少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

(3) 第2次保証金（共同負担意思保証金）

- ・入札対象工事の対象設備については空容量の範囲内で連系可能となり、入札対象工事が不要となりましたので第2次保証金は不要とします。

(4) 工事費負担金の確定

- ・全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、工事費負担金の額が確定^{※3}します。
- ・工事費負担金の額が確定した場合、次の内容を該当者に連絡をいたします。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・工事費負担金の額が確定した旨
 - ・再接続検討の結果の回答（辞退等により再度の再接続検討を行った場合）
 - ・工事費負担金補償契約のご案内
 - b 前記（2）において辞退扱いとなった優先系統連系希望者（辞退扱いとなった時点で以下の内容を連絡いたします）
 - ・申告した負担可能上限額^{※1}
 - ・辞退扱いとなった際の工事費負担金
 - ・本プロセスの完了後、第1次保証金を返金する旨

※3 本プロセス完了後の調査測量等により必要工事費等が増減することがあります。

2 共同負担意思確認書・工事費負担意思確認書提出先

- ・中部電力株式会社
ネットワークサービスセンター 系統連系課
〒461-8680 愛知県名古屋市中区東新町1番地 電話：0570（03）5600

3 問合せ

- ・電源接続案件募集プロセスに関する質問は、電力広域的運営推進機関のお問い合わせフォームまたは当社問合せ専用メールアドレスにお問い合わせください。
広域機関：https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html
中部電力：Bosyu.Process@chuden.co.jp